

\* \* \* \* \*  
\*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第32号） \*

\*

\* \* \* \* \*

## インデックス

【1】普及組織による集落営農活動だより（6月）

【2】地域の話題等

「担い手支援カルテ」の整備による担い手への集中支援！

（石川県、北陸農政局発）

J Aと普及組織が連携した経営コンサルティングシステムの構築！

（J A宮崎中央会、宮崎農政事務所発）

【3】品目横断的経営安定対策Q & Aコーナー

【4】品目横断的経営安定対策の実務研修を実施中です！

【1】普及組織による集落営農活動だより（6月）

（経営局普及・女性課）

本年5～6月における、普及組織による集落営農の育成・確保に向けた取組事例を収集しました。

関係機関と連携し、重点支援モデル地区に継続的・濃密的な支援を重ねてきた結果、農用地利用改善団体が設立されたり、また、組織においても、集落営農指導に関する所内研修を実施し、全ての普及指導員が対応に努めるなど、活発な普及活動が展開されています。

詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください

<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/torikumi.html>

【2】地域の話題等

「担い手支援カルテ」の整備による担い手への集中支援！

（石川県、北陸農政局発）

石川県では、従来から、担い手の経営改善に資するよう、農林総合事務所（普及指導センター）が主体となって、新技術の普及や技術・営農指導等を行ってまいりましたが、今年度は、平成19年産から導入される品目横断的経営安定対策の実施を控え、その対象となる担い手の緊急育成を最重要課題の一つとして掲げています。

現在、県では、県内5カ所の農林総合事務所ごとに、県、市町、J Aの職員をメンバーとする「担い手緊急支援チーム」を編成し、農林総合事務所管内の地域別に

担い手のリストアップ、育成目標の設定、取り組みの進行管理等を行い、認定農業者や集落営農組織の育成に取り組んでいます。

また、着実に目標を達成し、担い手への集中的な普及指導を行うため、経営体別に経営状況や課題、普及指導記録等の情報を集約し、電子データ化した「担い手支援カルテ」を整備し、これをもとに、個々の担い手の経営状況を把握・分析し、分析結果から得られた課題に即したきめ細かな支援を行うことにより、当面、品目横断的経営安定対策の対象要件を満たす担い手育成の取組の推進に活かしていくこととしています。

このカルテは、(社)全国農業改良普及支援協会のシステムを活用し、今年4月に石川県農業総合研究センター内に設置した「中央普及支援センター」が中心となって整備するものですが、今後、石川県では、農業者等の個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ、このカルテを担い手への普及指導の基礎資料として活用し、県内の担い手育成総合支援協議会やJAなどとも連携しながら担い手育成を加速化していくこととしています。

・問い合わせ先：北陸農政局生産経営流通部経営課（TEL：076-232-4318）

#### JAと普及組織が連携した経営コンサルティングシステムの構築！

（JA宮崎中央会、宮崎農政事務所発）

JA宮崎中央会では、昭和57年度に県等と共同で「宮崎県農家経営支援センター」を設立し、担い手の経営面・技術面での支援の強化に取り組んできました。この農家経営支援センターは、県段階に中央農家経営支援センター、各JA毎に地域農家経営支援センターがあり、県とJAグループ宮崎が事業費約1億円を折半して運営しています。

今年度からは、これまでの経営コンサル事業に加えて、担い手の経営状態を定期的に診断する「元気な農家をつくる経営健康診断事業」に取り組みますので、その内容についてご紹介します。

- (1) 宮崎県農業経営者組織協議会の会員（約7,000名）を対象に、5年後を目標とした経営革新プラン（農業経営改善計画より詳細）を作成します（地域センターが作成を支援）。
- (2) 中央センターにおいて、経営革新プラン及び個々の農業経営の現況をデータベース化するとともに、モニタリングシステムで経営診断を実施し、そのデータを地域センターに送ります。
- (3) 地域センターでは、診断データをもとに個々の農業者の経営状況を把握・分析した経営健康診断書を作成し、協議会員に送付します。
- (4) また、経営革新プランとの乖離度や経営不振度の視点から経営レベルの分類を行い、指導が必要な協議会員に対しては、コンサル団（JA、普及指導員等）が

そのレベルに応じた農業経営・技術指導（コンサルティング）を行います。

特に、法人及び経営不振度が高いと判断された協議会員に対しては、中央センターにおいて専任コンサルタント（広域指導担当普及指導員、税理士・公認会計士等）によるコンサルティングを実施します。

(5) なお、近年、経営規模拡大やライフステージが変化する前に経営コンサルを希望する者が増加しており、その者に対しても、今後とも積極的に支援することとしています。

J A では、今後とも、個人情報管理に細心の注意を払いながら、個々の農業者の経営状況の適切な把握と指導に努め、県内農業者の経営発展をきめ細かくサポートしていくこととしています。

- ・ 問い合わせ先：宮崎県農家経営支援センター（TEL：0985-31-2055）  
宮崎県営農支援課普及企画担当（TEL：0985-26-0068）  
宮崎農政事務所 農政推進課（TEL：0985-22-3181）

### 【3】品目横断的経営安定対策Q & Aコーナー

#### 【過去の生産実績に基づく支払】

Q：規模拡大した場合や、経営者が後継者に経営移譲した場合、過去の生産実績はどのようなになるのですか。

A：「過去の生産実績」については、個々の農業者単位に設定されるものであり、農業の構造改革や後継者育成を推進する観点から、農地の権利移動等が伴う場合には、農業者間での移動や後継者への譲渡が可能となる仕組みを考えています。

具体的には、規模拡大においては、農地の出し手と受け手の合意により、出し手の「過去の生産実績」を受け手に移動させることができ、また、経営移譲においても、経営移譲を行う者の「過去の生産実績」を後継者に譲渡することができることとしています。

また、集落営農組織が新たに育成された場合には、構成員の生産実績が集落営農組織に適切に継承されることとしています。

Q：19年以降、規模拡大した場合や新規参入した場合、「過去の生産実績に基づく支払」の対象とならないのですか。

A：「過去の生産実績に基づく支払」については、対策を安定的・継続的に運用していくため、WTO協定において削減対象とされない「緑の政策」として制度を構築するものです。

このため、「過去の生産実績」のない者から農地を取得した場合や、対象品目の作付が拡大した場合については、「過去の生産実績に基づく支払」の対象にはなら

ず、「毎年の生産量・品質に基づく支払」のみでの対応が基本となります。

ただし、ご質問の事例のうち、担い手による主要食料の安定供給や新規参入支援といった政策目的に沿ったものについては、本制度とは別に19年度予算概算要求における対応も含め、それぞれの施策体系の中で、然るべき対応を検討していきたいと考えています。

Q：過去（基準期間）に自然災害等で収量が無かった場合の過去の生産実績は、どのように取るのですか。

A：基準期間中に、自然災害により収穫が皆無となったり、土地改良事業の実施により生産ができなかったといった年がある場合は、基準期間からその特定年を除いて「過去の生産実績」を算定できることとしています。

Q：「過去の生産実績に基づく支払」について、現行対策の支援を受けずに作付けしていた面積の扱いはどうなるのですか。

A：「過去の生産実績に基づく支払」は、現行の再生産確保等を目的とした品目別の経営安定のための対策（価格対策）による支援対象数量に応じて行うこととしています。したがって、その生産の目的から現行政策支援の対象となっていない例えば、自給的利用を目的とする大豆などは、過去の生産実績の対象とはなりません。

なお、「毎年の生産量・品質に基づく支払」については、19年産からの作付け分について、安定供給の確保や品質向上等の制度目的に応じた支払要件を満たした場合には、交付の対象となります。

#### 【4】品目横断的経営安定対策の実務研修を実施中です！

品目横断的経営安定対策については、先月27日までに法令や要領がひととおり発出され、いよいよ加入に向けた取組が本格化していくこととなります。

実際の加入手続の窓口は各都道府県にある地方農政事務所（地方農政局が設置されている県は地方農政局が行います）が担当することとなります。

このため、農林水産省では、農業者の方々がスムーズに加入手続を行えるよう、7月3日を皮切りに、沖縄県を除く全ての地方農政事務所等に担当者を派遣し、加入受付の実務に当たる担当職員に対する実地研修を行っています。

秋まき麦を作付ける農業者の方々は9月1日から加入受付が始まりますので、加入申請書の記入方法その他加入手続でお悩みの場合は、お気軽に最寄りの地方農政事務所等にお問い合わせください。

加入申請書の様式については、こちらから印刷して使用できます。

[http://www.maff.go.jp/ninaito/menu8/youryo\\_b.pdf](http://www.maff.go.jp/ninaito/menu8/youryo_b.pdf)

< 編集後記 >

7月7日は七夕でした。七夕といえば天の川が見られるかどうか気になりますが、関東ではあいにくの天候でした。

例年この時期は梅雨前線が本州のあたりに停滞するため、東京や大阪では10年のうち1回か2回しか七夕の星空が楽しめないそうです。本州付近で、おり姫星(織女星)とひこ星(牽牛星)の年に1度のデートを見られるのは幸運な年といえるでしょう。

ただ、旧暦の七夕(新暦の8月26日頃)なら晴れる確率は高くなり、10年のうち5回から7回は星空を見られるそうです。7月7日がダメだったという皆さん、旧暦の七夕に期待してみてもいかがでしょうか？

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行(週1回程度)

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei\_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>